

部分価値評価減と基準性原則

——1999/2000/2002年ドイツ租税軽減法に関連して——

中 田 清

(受付 2000年10月10日)

1. はじめに

ドイツの連立政府である SPD および90年連合=緑の党の会派は、1998年11月9日にドイツ連邦議会に1999/2000/2002年租税軽減法 (Steuerentlastungsgesetz 1999/2000/2002) の草案を提出した。そこでは、「企業の投資力の強化による成長と雇用の改善」という上位目標と並んで、課税の公平を図り、税法の簡素化を達成することが予定された。その中でわれわれが注目したいのは、とりわけ税制上の所得計算——税務貸借対照表——を根本的に変更することが意図されていた点である。部分価値評価減 (Teilwertabschreibung) の廃止がそれである。

その草案では、調達原価または製造原価より低い部分価値 (Teilwert) で、固定資産たる経済財 (Wirtschaftsgut) および流動資産たるそれを評価するという可能性が認められることになっていた。しかしこれに対しては、同年12月8日に開催された連邦議会財政委員会の公聴会で、諸経済団体や専門家達によって深刻な異議が唱えられた。その結果、1999年3月24日に認証された1999/2000/2002年租税軽減法では、部分価値の一部が廃止されるにとどまった。すなわち、一時的な価値減少の場合には部分価値評価減は認められなくなり、それは継続的な価値減少が予想される場合にのみ許容されることとなったのである。これは、価値減少が継続的であれ、一時的であれ (ただし後述するように、資本会社の固定資産については金融資産に限られる)，減価記入を認めている商法規定 (低価主義 (Niederst-

wertprinzip)) に反するものであり、その限りで基準性原則が侵害された。

本稿では、まず、部分価値評価減に関する新規定の内容を吟味したい。次に、部分価値評価減の部分的廃止のもつ意味を、基準性原則との関連で考察する予定である。

2. 1999/2000/2002年租税軽減法による部分価値評価減についての新規定

(1) 草案における部分価値評価減の廃止

1999/2000/2002年租税軽減法案において、所得税法第6条第1項第2号第2文は「ヨリ低い部分価値は計上されえない」と変更され、部分価値評価減は完全に廃止されることが予定されていた¹⁾。立法理由書によれば、財産比較による所得計算と収入支出計算によるそれとの間の不公平を解消し、給付能力を考慮に入れた課税を実施することが目的であった。

所得税法第2条に規定されているように、所得は①農林業所得、②営業所得、③独立労働所得、④非独立労働所得、⑤資本財産所得、⑥賃貸所得、⑦その他の所得に細分される。これらのうち①～③にあっては、原則として期末純財産と期首純財産との差額である利益が所得とされる（財産比較計算による利益所得）。④～⑦の場合には、必要経費に対する収入の超過額が所得である（収入支出計算による剰余所得）。草案は、これら2つの所得計算方法において部分価値評価減を利用できるのは前者のみであるので不公平が存するとし、それを取り除くために部分価値評価減の廃止を予定したのであった。

立法理由書から部分価値評価減廃止の理由を述べた箇所を引用してみよう²⁾。

1) Institut „Finanz und Steuern“, *Zum geplanten Verbot der Teilwertabschreibung*, 1999, S. 5.

2) Deutscher Bundestag, *Drucksache 14/23*, 1998, S. 171.

中田：部分価値評価減と基準性原則

「労働者、および賃貸所得・資本収益・年金の受取人は収入支出原則に従って課税される。これに対して、貸借対照表を作成する企業家は、商法上の利益算出に依拠しながら、その実際の所得を財産比較によって算出する。財産比較は、『秘密積立金』を設定するという可能性、すなわち稼得利益を繰り延べるというそれを与える。かくして、課税は全体的にまたは部分的に多年にわたって——然るべき利子収益を伴つて——回避される。」

「立法者は部分価値評価減の排除を目的としている。税制上、これでもって償却固定資産の帳簿損失は考慮されないことになる。課税はまず第一に納税義務者の給付能力に従う。商法上の不均等原則（第252条第1項第4号）はそれに一致しないし、低価主義（第253条第2項第3文、第3項）もまたそれに合致しない。原則的に、損失は実現して初めて税制上考慮されなければならない。それにもかかわらず、所得税法第6条第1項第1号によれば、固定資産たる経済財は、第5条第6項により税制上の（特別—中田注）規則であると位置づけられている第7条に従い減価記入されなければならない。さらに第7条第1項第5文が固定資産たる経済財の場合にも、流動資産たるその場合にも適用される。それによれば、将来も異常な技術的・経済的減耗に対する控除は可能である。」

ここでは、次の2つのことを指摘することができる。まず起草者は——既述したように——、商事貸借対照表に依拠した財産比較による所得計算は未実現損失の考慮、秘密積立金の設定、利益の繰り延べという可能性を与える結果、納税猶予をもたらすとし、納税義務者の給付能力に従って課税すべきであるならば、営業者の場合も非独立労働者と同じように収入支出計算により所得を算出することが望ましいとみなしている点である。換言すれば、基準性原則を批判しているといえる。その際、特に檜玉にあげられているのが部分価値評価減である。これは「租税恩典」³⁾とみなされている。いま1つは、固定資産たる経済財の場合には減耗に対する控除が、また固定資産たる経済財および流動資産たるその場合には異常な技術的・経済的減耗に対する控除が、それぞれ将来においても依然として可能であり、これが部分価値評価減の代役を果たすということである。これら2つの考え方の妥当性については次節以下で考察したい。

3) Institut „Finanz und Steuern“, a.a.O., S. 2.

なお、当時連邦政府はさまざまな減税を行う予定であり、それを補償する必要があった。部分価値評価減廃止が1998年12月31日以後に終了する最初の経済年度から適用されれば、初年度に3兆3,750億DMの增收が見込まれた⁴⁾。これも部分価値評価減廃止の1つの理由であった。

(2) 新規定における部分価値評価減の制限

租税軽減法案は1998年11月9日に連邦議会に提出された。しかし、同年12月8日に開催された連邦議会財政委員会の公聴会で、諸経済団体およびほとんどすべての専門家が深刻な異議を唱えた⁵⁾。その結果、制定された租税軽減法は部分価値評価減を完全に廃止するのではなく、それを継続的な価値減少が予想される場合に制限し、同時に価値回復命令を導入した。租税軽減法の成立を受けて1999年3月に変更された、所得税法上の当該規定をみてみよう。第6条第1項第1号第1文・第2文は次のようになつた⁶⁾。

「償却固定資産たる経済財は、減耗に対する控除、加速償却、特別償却、第6b条による控除および同様な控除を差し引いて、調達原価または製造原価あるいはこれらに代わる価値で計上されなければならない。部分価値が、予想される継続的価値減少に基づいてヨリ低ければ、これで計上されうる。」

第3文は従来と同じ文言であり、部分価値の定義を述べている。

「部分価値は、企業全体の取得者が購入価格総額の範囲内で、個々の経済財に対して計上するであろう金額である；その際、取得者が企業を継続するということが前提である。」

そして第4文は、次のように変更された⁷⁾。

4) Institut „Finanz und Steuern“, a.a.O., S. 6.

5) Ebenda.

6) Hog, Harald/Tenbrock, Berthold, *Steuerentlastungsgesetz 1999/2000/2002*, 1999, S. 132f.

7) Hog, Harald/Tenbrock, Berthold, a.a.O., S. 133.

「すでに前経済年度末に納税義務者の固定資産に属していた経済財は、納税義務者がヨリ低い部分価値が第2文に従って計上されうるということを証明する場合を除いて、次年度以降第1文により計上されなければならない。」

さらに第2号から、継続的な価値減少が予想される場合に制限された部分価値評価減は、償却固定資産のみならず、土地・資本参加・流動資産にも適用されることが分かる。第2号第1文～第3文をみてみよう⁸⁾。

「企業の、第1号に記載された経済財以外のもの（土地・資本参加・流動資産）は、第6b条による控除および同様な控除を差し引いて、調達原価または製造原価あるいはこれらに代わる価値で計上されなければならない。部分価値（第1号第3文）が、予想される継続的価値減少に基づいてヨリ低ければ、これで計上されうる。第1号第4文は同様に適用される。」

第1項第1号第2文および第2号第2文から分かるように、新規定では、固定資産たる経済財および流動資産たるそれは継続的価値減少が予想される場合にのみ、部分価値で計上されうるとされた。なお、価値減少は、価値が近い将来上昇しないと貸借対照表日に判断されるとき、継続的なものと判断される。継続的な価値減少の原因には、技術進歩、近代化の欠如、土地利用の変更、債権の回収不能などがありうる。取引所の相場の下落は原則として、継続すると予想される価値減少には該当しない⁹⁾。

さて、上記の部分価値定義は、後述するように、1934年所得税法で設け

8) Ebenda.

9) Schulze, Dieter, Die Bewertung des Betriebsvermögens nach dem Steuerentlastungsgesetz 1999, 2000, 2002, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 52 Heft 17, September 1999, S. 693. なお、大蔵省は部分価値評価減が適用されるケースと適用されないケースの具体例を通達の形で示している (BMF-Schreiben vom 25.2.2000: Neuregelung der Teilwertabschreibung gem. §6 Abs. 1 Nr. 1 und 2 EStG durch das StEntlG 1999/2000/2002 — Voraussichtlich dauerende Wertminderung/Wertaufholungsgebot/steuerliche Rücklage nach § 52 Abs. 16 EStG, *Der Betrieb*, 53. Jg. Heft 11, März 2000, S. 546–548)。

られたものである。そこでは、さまざまな仮定が設けられている。企業全体の取得（取得者の存在）という仮定、購入価格総額の仮定、それを企業のすべての個別経済財に配分するという仮定、企業の継続という仮定がそれである。そこに部分価値を正確に求める理論的困難さがある。上記の定義から、方法論的には、部分価値は次のようにして算出されることになる¹⁰⁾。

- ① 仮定された取得者が価格上限を確定するために、企業全体を評価する。
- ② 企業評価は継続性の原則に則って行われなければならない。したがって、企業の収益価値が評価されなければならない。次にこれから購入価格総額が導き出されなければならない。その際、収益価値は仮定された取得者の価格上限であるので、購入価格総額は収益価値より小さい。
- ③ 購入価格総額が事業財産たる個別経済財に配分される。

理屈のうえではこうであるけれども、この計算は実際には困難であるので、連邦財政裁判所（BFH）の判決は「部分価値推定（Teilwertvermutung）」を持ち出し、概念を実務に対して取扱い可能なものにした。それは所得税法施行規則に次のようにまとめられている（R 35a/H 35a）。

- ① 経済財の取得または完成の時点において、部分価値は調達原価または製造原価に一致する¹¹⁾。
- ② 固定資産のうち非償却経済財においては、部分価値は後の、調達または製造の時点に続く評価日にも調達原価または製造原価に一致する¹²⁾。
- ③ 固定資産のうち償却経済財においては、部分価値は後の、調達また

10) Schult, Eberhard/Freyer, Thomas, Teilwertabschreibung, *Wirtschaftswissenschaftliches Studium*, 29. Jg. Heft 6, Juni 2000, S. 335.

11) Vgl. BFH-Urteil vom 13.4.1988 IR 104/86, *BStBl II*, 1988, S. 892–895, insb. S. 894.

12) Vgl. BFH-Urteil vom 21.7.1982 IR 177/77, *BStBl II*, 1982, S. 758–761, insb. S. 760.

中田：部分価値評価減と基準性原則

は製造の時点に続く評価日に、定額法による減価償却額だけ減じられた調達原価または製造原価に一致する¹³⁾。

④ 流動資産たる経済財においては、部分価値は原則的に再調達原価に一致する。しかしながら、販売に定められた商品の部分価値は、その予想される売却収益（相場価格または市場価格）にも依存する¹⁴⁾。

実際には、このようにして部分価値は計算される。ただし、納税義務者が推定から乖離する部分価値の評価を正当化する具体的な事実を示し、証明する場合はこの限りではない¹⁵⁾。

さらに新規定では、価値回復 (Wertaufholung)，すなわち部分価値評価減を実施した後にその理由がもはや存在しない場合に、計上されているヨリ低い価値を引き上げること（増価記入 (Zuschreibung)）に関して、その取り扱いに変更が加えられた。従来は価値保持選択権が与えられていた。しかし規定の改正により、継続的な価値減少が予想されるケースでは価値回復命令が適用される（第6条第1項第1号第4文、第2号第3文）。部分価値評価減が禁止されている一時的な価値減少のケースでは、価値回復命令は適用されない。価値回復すなわち増価記入は、許容された控除額だけ減じられた調達原価または製造原価あるいはこれに代わる価値までを限度とする。これが上限である。

価値回復命令は原則的に、1998年12月31日以後に終了する経済年度（初年度）から適用されている。その際、それは既にそれ以前の経済年度において行われた部分価値評価減に対して遡及的に適用される。第6条第1項第1号・第2号の適用により初年度に生じた利益は、その5分の4の大きさでこの初年度に所得減少的積立金に組み入れることができる。そしてこ

13) Vgl. BFH-Urteil vom 30.11.1988 IIR 237/83, *BStBl II*, 1989, S. 183–185, insb. S. 184.

14) Vgl. BFH-Urteil vom 27.10.1983 IVR 143/80, *BStBl II*, 1984, S. 35–37, insb. S. 36.

15) Institut „Finanz und Steuern“, a.a.O., S. 13.

れは、続く4経済年度において、少なくとも4分の1ずつ取り崩され所得に算入されなければならない¹⁶⁾。税法上のこの選択権は、商事貸借対照表と一致して行使されうる。したがって当準備金の税制上の容認は、商事貸借対照表においても増価記入が行われ、「準備金的性質を有する特別項目」が設定されていることが前提である¹⁷⁾。

以上、租税軽減法を受けて1999年3月に変更された所得税法第6条を中心に、新たな部分価値評価減および価値回復に関する税法規定の内容をみてきた。

(3) 商法上の「ヨリ低い、付されるべき価値」との関係

商法は第253条に資産 (Vermögensgegenstand) の評価に関する規定を置いている。それによれば、資産はたかだか、第2項・第3項による減価記入 (Abschreibung) だけ減じられた調達原価または製造原価で計上されなければならない (第253条第1項)。

その利用期間が時間的に制限されている固定資産の場合、調達原価または製造原価は計画的減価記入 (減価償却) (planmäßige Abschreibung) だけ減じられなければならない。計画は、資産が利用されうると予想される経済年度に割り当てられなければならない。さらに、固定資産において、その利用が時間的に制限されているかどうかを考慮に入れることなく、貸借対照表日にそれに付されるべきヨリ低い価値で計上するために、計画外減価記入 (außerplanmäßige Abschreibung) が実施されうる。この計画外減価記入は、価値減少が継続すると予想される場合には義務づけられている (第253条第2項)。

流動資産の場合、第253条第3項によれば、決算日に相場価格または市場価格から生じるヨリ低い価値でそれを計上するために、減価記入が実施されなければならない。その限りにおいて、減価記入義務が存する。もし相

16) Schulze, Dieter, a.a.O., S. 693.

17) BMF-Schreiben vom 25. 2. 2000, a.a.O., S. 548.

中田：部分価値評価減と基準性原則

場価格または市場価格が確定されえず、そして調達原価または製造原価が、決算日に資産に付されるべき価値を上回るならば、これに減価されなければならない。さらに、近い将来にこの資産の価値が価値変動に基づいて修正されなければならないということを回避するために、理性的商人の判断により必要である限り、減価記入が実施されうる。すなわち近い将来の価値変動を考慮して減価記入することができるのである。

そのうえ、減価記入は理性的商人の判断の範囲内でも許容されている（第253条第4項）。また、固定資産および流動資産を税法上のみ認められている減価記入に基づいたヨリ低い価値で計上するためにも、商法上減価記入が実施されうる（第254条第1文）。

このように第253条第2項、第3項、第4項、および第254条により減価記入が実施される。これにより計上されたヨリ低い価値は、そのための理由がもはや存在しないときでも保持されうる（第253条第5項、第254条第2文）¹⁸⁾。

なお、資本会社に対する補完規定があり、第279条に減価記入の非適用が定められている。それによれば、第253条第4項（理性的商人の判断による減価記入）は適用されない。固定資産に関して、価値減少が一時的である場合には減価記入は金融資産に対してのみ認められる。また、第280条は資本会社に対する価値回復命令を規定している。資産が第253条第2項、第3項、あるいは第254条によって減価記入され、そして後の年度になってその根拠がもはや存在しないことが判明すれば、この減価記入額は価値騰貴の範囲で、その間に実施されなければならなかつたであろう減価記入を考慮に入れて、増価記入されなければならない。価値保持選択権を定めた第253条第5項および第254条第2文は、資本会社に対して適用されえないものである。

商人に対する評価規定が明文をもって規制されたのは、1985年改正の商

18) Vgl. Institut „Finanz und Steuern“, *Zum geplanten Gebot der steuerrechtlichen Wertaufholung früherer Teilwertabschreibung*, 1999, S. 7f.

表 商法上の計画外減価記入、税法上

予想される継続的価値減少					
		固定資産たる資産 (Vermögensgegenstand) / 経済財 (Wirtschaftsgut)		流動資産たる資産 / 経済財	
		すべての商人 (資本会社を除く)	資本会社	すべての商人 (資本会社を除く)	資本会社
減価記入 (評価減)	商 法	減価記入命令 (厳格な低価主義) HGB §253 II S. 3	減価記入命令 (厳格な低価主義) HGB §253 II S. 3 HGB §279 I S. 2	減価記入命令 (厳格な低価主義) HGB §253 III S. 1,2	減価記入命令 (厳格な低価主義) HGB §253 III S. 1,2
	税 法	部分価値評価減選択権は基準性原則に基づいて命令になる (EStG §5 I) EStG §6 I Nr. 1 S. 2 EStG §6 I Nr. 2 S. 2			
	基準性原則	基準性原則が適用される, EStG §5 I			
価値回復	商 法	価値保持選択権 HGB §253 V	価値回復命令 HGB §280 I	価値保持選択権 HGB §253 V	価値回復命令 HGB §280 I
	税 法	価値回復命令 EStG §6 I Nr. 1 S. 4 EStG §6 I Nr. 2 S. 3			
	基準性原則	場合によっては侵害 (商法上の選択権行使の場合)	基準性原則が適用される, EStG §6 I Nr. 1 S. 4 に関連した §5 I	場合によっては侵害 (商法上の選択権行使の場合)	基準性原則が適用される, EStG §6 I Nr. 2 S. 3 に関連した §5 I

(注) HGB §253 II S. 3 は商法第253条第2項第3文を, EStG §6 I Nr. 1 S. 2

〔出所〕 Schult, E., Freyer, T., Teilwertabschreibung, *Wirtschaftswissenschaft-*

法においてである¹⁹⁾。しかしながら、ヨリ低い価値への計画外減価記入は、株式法の規定によれば、既に以前から認められていたか、あるいは命令されていた²⁰⁾。1965年株式法第154条第2項は、固定資産が決算日にそれに付されるべきヨリ低い価値で、あるいは所得税および収益税の目的のために

19) 黒田全紀編著『解説 西ドイツ新会計制度』同文館, 1987年, 55ページ。これは、EC会社法指令第4号(1978年)を国内法に転換した1985年貸借対照表指令法を受けて改正されたものである。そのとき、今まで成文化されていなかった、評価原則等の正規の簿記の諸原則が初めて法律の中に置かれた(vgl. Hauser, Hansgeorg, Die Maßgeblichkeit der Handelsbilanz im Lichte neuer Entwicklungen, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 51 Heft 7, April 1998, S. 276)。

20) Institut „Finanz und Steuern“, a.a.O., S. 8.

中田：部分価値評価減と基準性原則

の部分価値評価減および価値回復の関係

一時的な価値減少				
固定資産たる資産／経済財		流動資産たる資産／経済財		
すべての商人 (資本会社を除く)	資本会社	資本会社	すべての商人 (資本会社を除く)	資本会社
減価記入選択権 (緩和された低価 主義) HGB §253 II S. 3	減価記入選択権 (緩和された低価 主義) HGB §253 II S. 3 HGB §279 I S. 2	減価記入禁止 HGB §279 I S. 2	減価記入命令（嚴 格な低価主義） HGB §253 III S. 1,2	減価記入命令（嚴 格な低価主義） HGB §253 III S. 1,2
部分価値評価減禁止 EStG §6 I Nr. 1 S. 2 EStG §6 I Nr. 2 S. 2				
場合によっては侵害（商法上の選択権 行使の場合）		基準性原則が適用 される， EStG §6 I Nr. 1 S. 1 に關 連した §5 I	侵 害	
価値保持選択権 HGB §253 V	価値回復命令 HGB §280 I	—	価値保持選択権 HGB §253 V	価値回復命令 HGB §280 I
—	—	—	—	—
場合によっては侵 害（商法上の選択 権行使の場合）	基準性原則が適用 される， EStG §6 I Nr. 1 S. 4 に關 連した §5 I	—	場合によっては侵 害（商法上の選択 権行使の場合）	基準性原則が適用 される， EStG §6 I Nr. 2 S. 3 に關 連した §5 I

は所得税法第6条第1項第1号第2文をそれぞれ意味する。

liches Studium, 29. Jg. Heft 6, Juni 2000, S. 336.

認められるとみなされているヨリ低い価値で計上されうるということを予定していた。継続的な価値減少が予想される場合には、減価記入義務が存した。第154条第2項第2文によれば、計画外減価記入の理由がもはや存在しない場合にも、ヨリ低い価値は保持された。

流動資産も、1965年株式法第155条第2項によれば、調達原価または製造原価が決算日の相場価格または市場価格よりも大きい場合に、ヨリ低い価値で、あるいは相場価格または市場価格で計上されなければならなかった。さらに、流動資産は、近い将来にこの資産の価値が価値変動に基づいて修正されなければならないということを回避するために、理性的商人の判断により必要である限り、あるいは所得税・収益税目的のために認められて

いるとみなされている限りにおいて、ヨリ低い価値で計上された（株式法第155条第3項）。理由が存在しなくなても、ヨリ低い価値は保持された（株式法第155条第4項）。価値回復命令は存在しない。1965年株式法にはこのような減価記入に関する規定があった²¹⁾。

さて、改正所得税法における部分価値の内容を、商法が規定する「ヨリ低い、付されるべき価値」と関係づけて、すなわち基準性の観点から検討してみよう。商法上の計画外減価記入と税法上の部分価値評価減との関係、および商法上の価値回復と税法上のそれとの関係を示したものが表（60～61ページ）である。そこから、幾つかのケースで基準性原則が侵害されていることを理解することができる。商法会計と税法会計との結びつきを重視するドイツにおいて、今回の部分価値評価減の部分的廃止は、このような結果をもたらしたのである。

3. 事業財産比較による所得算出体系における部分価値評価減

前節までの考察により、第一に、今回の租税軽減法案においては、部分価値評価減を廃止することが予定されていたこと、したがってその限りで基準性原則が放棄されるはずであったこと、第二に、改正された新規定では、部分価値評価減は継続的な価値減少が予想される場合に制限されたこと、したがって商法上の計画外減価記入と税法上の部分価値評価減、およびそれとの関連で商法上の価値回復と税法上のそれとの間で基準性原則侵害が生じるケースがでてきたことを理解した。

本節では、1999/2000/2002年租税軽減法の立法理由書に示された、部分価値評価減は租税恩典であるという考え方の是非を3つの観点から検討したい。

(1) 部分価値概念の生成

ドラルト（Doralt, W.）は、部分価値という概念は商事貸借対照表にその

21) Aktiengesetz vom 6. September 1965, *Bundesgesetzblatt II*, 1965, S. 1089–1200, insb. S. 1127.

中田：部分価値評価と基準性原則

起源を有すると言う²²⁾。部分価値は普通価値 (gemeiner Wert) に代わって登場した価値概念である。普通価値は1893年プロイセン補充税法に導入され²³⁾て以来、約30年間ドイツ税法の中心的価値尺度であった²⁴⁾。普通価値とは客観的売却価値を意味し、当時の商法、すなわち1861年一般ドイツ商法典第31条、および1897年商法典第40条における評価規定²⁵⁾の適用にあたっても、普通価値という概念が用いられた。1861年商法典第31条に規定する価値を巡る判決（1873年）において、ライヒ上級商事裁判所は経営に対する資産の関係を強調した。すなわち、商事貸借対照表において、評価は「経営の清算ではなくて、その継続が意図されている」ということから出発しなければならないと述べ、売却価値を主張したのであった²⁶⁾。ま

-
- 22) Doralt, Werner, *Der Teilwert als Anwendungsfall des Going-Concern-Prinzips*, in: Raupach, Arndt, *Werte und Wertermittlung im Steuerrecht*, 1984, S. 142.
 - 23) Ergänzungssteuergesetz vom 14. Juli 1893, *Gesetzsammlung für die Königlichen Preußischen Staaten*, 1893. その第9条に次の規定がある。「課税財産の計算と評価にあたり、査定（財産届出）時の、在庫およびそれの個々の部分の普通価値が基礎とされる。ただし、第10条に特別な規定があるものを除く。」
 - 24) Jacob, Herbert, *Das Bewertungsproblem in den Steuerbilanzen*, 1961, S. 87.
 - 25) 1861年一般ドイツ商法典第31条、および1897年ドイツ商法典第40条の規定の当該箇所は次のようにになっている (Barth, Kuno, *Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts*, Bd. I, 1953, S. 281f. 渡辺陽一『貸借対照表論』森山書店, 1984年, 33ページ, 64ページ)。

一般ドイツ商法典第31条：「財産目録および貸借対照表の作成にあたり、すべての資産 (Vermögensstück) および債権 (Forderung) は、その作成時にそれらに付されるべき価値でこれを評価することを要す。(以下省略ー中田)」

ドイツ商法典第40条：「貸借対照表はこれをドイツ国貨幣本位で作成することを要す。財産目録および貸借対照表の作成にあたり、すべての資産 (Vermögensgegenstand) および債務 (Schuld) は、作成が行われる時点にそれらに付されるべき価値でこれを評価することを要す。(以下省略ー中田)」

これらの文言の中の「付されるべき価値」が客観的売却価値（普通価値）を意味すると解釈された。

- 26) Doralt, Werner, a.a.O., S. 143. 渡辺陽一, 前掲書, 42-43ページ。

た、1902年のプロイセン上級行政裁判所の判決も1897年商法典第40条について、「真実の価値として、ここでは一般に、1893年7月14日の補充税法第9条の意味における普通価値、すなわち営業の継続を前提とした客観的売却価値が理解されなければならない」²⁷⁾と述べている。

このように19世紀末から20世紀にかけて、税法上も商法上も普通価値で評価が行われていた。その際、普通価値を算出するにあたって、企業の解散ではなくて継続が前提となっていた。このような前提に注目すれば、ドルトが言うように、部分価値は商事貸借対照表上の普通価値に由来することになる。しかし当時、その前提から引き出されたものは客観的売却価値（普通価値）であった。

当時すでに、評価問題は普通価値を用いては十分には解決されえない、という見解もみられた。経済単位たる企業の価値を求めるにあたって、その普通価値は直接的には算出されなかつたのである。それで、経済単位に帰属する経済財の個別価値からそれを求めようとする試みがなされた。個別価値の加算によって全体価値に達しうるという考え方、すなわち個別価値の合計=全体価値という考え方がこの試みの基礎になっていた。しかし、この目標は個別経済財の普通価値の加算によっては達成されえないことは明らかである。そこで、別の価値概念が見出される必要があった²⁸⁾。1923年にミレ（Mirre, L.）がその論文で、貸借対照表における個別経済財の評価にあたって、「個別財産の普通価値ではなくて、それが帰属している全体に対するその価値（Bedeutung）——ここでは簡潔に部分価値（Teilwert）と呼ぶ——が算出されなければならない」²⁹⁾、と述べた。彼は、これまで用いられたきた普通価値に代わる部分価値という概念を主張したのであった。

27) Entscheidung des V. Senats vom 2. Juli 1902, *Entscheidungen des Königlich Preußischen Oberverwaltungsgerichts in Staatssteuersachen*, 10. Band, 1903, S. 303.

28) Jacob, Herbert, a.a.O., 87.

29) Mirre, Ludwig, Gemeiner Wert und Ertragswert, *Zeitschrift des Deutschen Notarvereins*, 13. Jg., 1913, S. 169.

中田：部分価値評価減と基準性原則

これにより、部分価値の総額が企業の全体価値を示すことになり、当時の評価問題は文献上、解決をみた。

1920年所得税法³⁰⁾をみてみよう。これは初めて全ドイツ帝国領域に適用されたものである。その第33条に営業所得の算出に関する規定がある。その第1項には、課税所得たる営業利益は事業収入から事業支出を控除して算出すること、その際、棚卸資産や動産の評価は普通価値によること、ただし調達原価または製造原価が与えられており、これが普通価値より小さければ、調達原価または製造原価で評価しうること、これらのことなどを示している。また第2項は、商法規定に従って帳簿をつけている納税義務者は商法に従って営業利益を算定するよう、基準性原則を定めている。商業帳簿をつけていた当時の商人達は、商法上の評価規定は普通価値であつたにもかかわらず、インフレーションによる価格上昇に直面して、高い普通価値での評価を嫌い、商法規定とは異なる調達原価・製造原価で評価を行っていた³¹⁾（なお株式会社等に対してのみ、1884年株式法（いわゆる第二次株式法改正法）により調達原価・製造原価での評価が認められていた³²⁾）。したがって、一般的には普通価値ではなくて、商法の規定とは異なった調達原価または製造原価に基づいて所得が算出されたといえよう。

1921年の改正法³³⁾は、その第33a条で原則的に調達原価または製造原価

30) Einkommensteuergesetz. Vom 29. März 1920, *Reichsgesetzblatt*, 1920, S. 359–378.

31) Sigloch, Jochen, Ein Valet dem Maßgeblichkeitsprinzip?, *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis*, Heft 2/2000, März/April 2000, S. 160; 第一次世界大戦後に現れたインフレーションにより、1920年所得税法は有効性を決定的に損なわれ、その本来の文言において適用されなかつた（vgl. Popita, Johannes, Einkommen, in: Elster, Ludwig u. a. (hrsg.), *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Aufl., 3. Bd., 1926, S. 446f.）。

32) Gesetz, betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften. Vom 18. Juli 1884, *Reichsgesetzblatt*, 1884. この第185a条参照。

33) Gesetz zur Änderung des Einkommensteuergesetzes vom 29. März 1920. Vom 24. März 1921, *Reichsgesetzblatt*, 1921, S. 313–328.

での評価を要求し、ヨリ低い普通価値での評価を選択的に認めた³⁴⁾。ここに、商法から乖離する税法上の特別規定が採用された。

さて、ミレの上記の考え方は1925年所得税法³⁵⁾に影響を及ぼした。それは第13条で基準性原則を定めながら、評価に関して商法とは異なる特別規定（第19条～第21条）を置いた。第19条に目を向けてみよう。そこでは、なるほど用語としてはまだ普通価値が用いられている。しかし、「販売に定められていない資産の普通価値の算定にあたって、各資産の売却に際して個別に獲得できる価格が計算されるのではなくて、むしろ資産は今後も、それが評価の時点に帰属する経営の継続に役立つということから出発しなければならない」という文言が挿入された。普通価値は売却価値ではないとされ、その意味が変わった。従来は経営の継続という前提から売却価値が引き出されたのであるが、1925年法ではその前提からは売却価値は導き出されないとされたのである。

そして、1926年12月14日のライヒ財政裁判所の判決によって、部分価値という用語が用いられた。この用語が市民権を得たのである。判決は、普通価値の正しい解釈は清算価値ではないと述べたあと、「経営単位に帰属する資産の場合、実際、経営単位の部分として資産が有する価値——これを簡潔に部分価値といふ——と、それから切り離してそれ自体が有するであろう価値——これを簡潔に個別価値といふ——とは厳密に区別されなければならない」³⁶⁾、と言う。この判決を受けて、1934年所得税法は評価を規定した第6条の中に部分価値評価減の規定を置いた³⁷⁾。1934年所得税法についての理由書が述べているように、第6条の評価規定は当時の商人実務

34) Barth, Kuno, *Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts*, Bd. II, 1955, S. 242.

35) Einkommensteuergesetz. Vom 10. August 1925, *Reichsgesetzblatt*, Teil I, 1925, S. 189-208.

36) Urteil vom 14. Dezember 1926 VI A 575/26, *Sammlung der Entscheidungen und Gutachten des Reichsfinanzhofs*, 20. Bd., 1927, S. 88.

37) Einkommensteuergesetz. Vom 16. Oktober 1934, *Reichssteuerblatt*, 1934, S. 1263.

中田：部分価値評価減と基準性原則

に適合するように変更されたのである³⁸⁾。商法上は普通価値で評価が行われていた。しかし、実務を尊重した税法は原則的な評価方法は調達原価または製造原価であり、部分価値がこれらよりも小さければそれで評価することができる、としたのである。これは税法の、商法からの離脱を意味する。1934年所得税法の部分価値評価減に関する規定は、1999年3月に変更されるまで適用された。

また、基準性原則を定めた1934年所得税法第5条は、商法典の規定により帳簿付けを義務づけられている納税義務者は第6条の評価規定に従うよう命じている。したがって、所得税法における部分価値概念の適用範囲は事業財産比較による所得算出に限られているのである。貸借対照表を作成する納税義務者に対してのみ、税務貸借対照表での部分価値の計上が考慮される。収入支出計算により所得を算出する納税義務者は、部分価値評価減を実施しない。

このようにみると、解散ではなくて継続を前提として、具体的な企業という有機体への帰属性を考慮に入れた部分価値は、個別経済財の価値を正しく映し出すためにつくり出された概念であり、それはまた1934年以来、事業財産比較による所得算出体系の確固たる構成要素である³⁹⁾ことが分かる。その体系に内在するものである⁴⁰⁾といえる。しかもそれは、経済財の過小評価を阻止するという役割を担っていた。普通価値（個別売却価値）ではなくて、経済財が経営関連的に有している価値が下限として位置づけられたのである。特に、償却固定資産たる経済財の普通価値は、部分価値より小さくなるのが一般的であるから、部分価値が過小評価を防ぎえた。部分価値概念は決して租税恩典を意味するのではないと考えられる。

38) Begründung zum Einkommensteuergesetz vom 16. Oktober 1934, *Reichssteuerblatt*, 1935, S. 38.

39) Institut „Finanz und Steuern“, *Zum geplanten Verbot der Teilwertabschreibung*, S. 31.

40) Hennrichs, Joachim, Der steuerrechtliche sog. Maßgeblichkeitsgrundsatz gem. § 5 EStG, *Steuer und Wirtschaft*, Nr. 2/1999, Mai 1999, S. 142f

(2) 所得税法上の所得概念

1934年所得税法以来、ドイツでは7つの所得 (Einkünfte) が課税の対象となっている。既にみたように、これらの内、農林業所得・営業所得・独立労働所得の場合の所得は利益 (Gewinn) であり、その他の4つ（非独立労働所得・資本財産所得・賃貸所得・その他の所得）の場合には、必要経費に対する収入の超過額が所得である。

これらの所得の課税対象性を基礎づけているのは、ドイツで1934年所得税法以来適用されている、実際的な税法上の所得概念である。その出発点は、源泉説対純財産増加説という論争であった。それは今世紀初頭に決着がつけられ、ドイツの税法秩序は源泉説によつても、純財産増加説によつても影響を受けているといわれている。純財産増加説は輪郭のはっきりした所得概念を形成するが、税法目的に対する利用可能性の観点から、源泉説によってのみ取り除かれうる欠点を備えているのである。すなわち、収益が生まれる実体そのものには課税されないという考え方は、源泉説によつて説明されうる⁴¹⁾。

われわれが考察の対象とするのは営業所得である。営業において、利益獲得は原則的に、固定資産の売却によるのではなくて、用役や流動資産の提供・販売による。理論的には固定資産売却益は営業所得には属さない。しかし、固定資産と流動資産はしばしば区別するのが困難であるので、実行可能性の理由から固定資産を含めることは正当であるように思われる。商事貸借対照表においても、固定資産は利益計算に含まれている。それでは、税法上どの程度まで固定資産を所得計算に関連づけるのかが問題となる。課税の実行可能性の理由から、正規の簿記の諸原則の範囲内においてのみ固定資産の算入は妥当である。部分価値評価減の放棄は、固定資産が正規の簿記の諸原則に一致しない範囲で課税されることを意味する。正規の簿記の諸原則に反する架空利益が税務貸借対照表に示されることにな

41) Institut „Finanz und Steuern“, a.a.O., S. 16f.

中田：部分価値評価減と基準性原則

る⁴²⁾。商法上修正された固定資産価値に税法上の価値も合わせ、それを課税対象としなければ、今日の所得概念上認められない実体課税を行うことになる。

所得概念に鑑みても、商法上正規の簿記の諸原則として位置づけられている固定資産の評価減（計画外減価記入）を税務貸借対照表において認めないことは適切でないように思われる。

(3) 納付能力と損失予想

部分価値評価減の廃止の理由づけに関して、租税軽減法理由書は部分価値は納税義務者の給付能力を反映しないと述べた。税務上の損失（損金）は実現したときに初めて計上されるべきであるという。これには、2つの問題点がみられる。

まず、基準性原則との関連である。商法上の会計指導原理は慎重性原則である（第252条第1項第4号）。そしてそれは、実現原則と不均等原則をその内容としている⁴³⁾。実現原則によれば、収益はそれが実現したときに初めて認識される。不均等原則は費用を収益とは異なった方法で認識することを要請するものであり、費用は実現したときではなく、それが発生したときに認識される。そして商事貸借対照表上のこの認識方法が基準性原則を通して、税務貸借対照表上の認識原則でもあった。ところが、理由書では税務上の損失を実現原則で認識する必要性が謳われている。これは商法上の会計処理方法とは異なった仕方で税務上の所得を計算しようとするものであり、基準性原則を認めない考え方である。そうであれば、部分価値評価減だけではなくて、あらゆる会計処理方法を税法の中で示さなければならない。しかしそのことは行われていない。

第2に、財産比較計算の考え方と収入支出計算のそれとの混同である。ドイツ税法には2つの所得計算方法、すなわち財産比較計算と収入支出計

42) Institut „Finanz und Steuern“, a.a.O., S. 17f.

43) 佐藤博明編著『ドイツ会計の新展開』森山書店、1999年、60-61ページ参照。

算が混在している。これについて、税務目的のために事業財産比較を採用する根拠は全くない、という意見もみられる。簿記で行われる期間損益計算の意味は、予測目的のための営業取引の評価に存する。将来の支払いに関する情報価値を増大させることができることは重要である。しかし国庫は将来のキャッシュ・フローに関する情報ではなくて、実現したそれに関する情報のみを必要とする。したがって課税目的のためには支払いの流れに沿った考え方に戻り、事業財産比較による所得計算方法を必要経費に対する収入余剰計算に取り代えるべきである、というのである⁴⁴⁾（なお、事業収入マイナス事業支出による利益計算は、現行法によても、帳簿づけおよび規則的な決算を法律上義務づけられていない納税義務者、および帳簿をつけておらず、決算も行っていない納税義務者に対して認められている（第4条第3項））。確かにこのように、利益所得と剩余所得の存在自体を問題視する見解もみられる。

しかしながら、租税軽減法は所得計算を収入支出計算に統一するという道を選ばなかった。2つの所得計算方法の存在を認めているのである。そうであれば、損失が未だ実現していないし給付能力も損なわれていないにもかかわらず、部分価値評価減によって税制上の損失が認識されることになるという批判は、事業財産比較による所得計算の体系からではなくて、別の体系、すなわち収入支出計算の体系から引き出されたといえる。換言すれば、2つの異なった所得計算体系が混同されたことになる⁴⁵⁾。事業財産比較による所得計算において、部分価値で経済財を適切に評価することが、給付能力による課税を反映するものと思われる。

本節では部分価値評価減は租税恩典であるか否かということを中心に考察してきた。それを要約してみよう。ドイツ所得税法は「所得算出二元論」によって特徴づけられている。財産比較による所得計算と収入支出によるそれである。部分価値という概念は、その内、事業財産比較による所得算

44) Hennrichs, Joachim, a.a.O., S. 152f.

45) Institut „Finanz und Steuern“, a.a.O., S. 26.

中田：部分価値評価減と基準性原則

出体系にとって不可欠な構成要素である。それは期末における経済財の実際の価値を示すものである。基準性原則を侵害して部分価値評価減を廃止することは、事業財産比較による所得計算体系を崩壊することになる。言い換えれば、所得計算体系の論理一貫性が失われる。また所得概念に照らしても、課税の実行可能性の理由から、商法上の正規の簿記の諸原則に従って固定資産たる経済財の評価減が実施されなければならない。さらに、部分価値評価減によって生じる損失は未実現のものであるから認められないという考え方は、一方では基準性原則の否定であり（基準性原則を放棄するのであれば、税制上の損失計上そのための規則が税法の中で示されなければならない）、他方では財産比較計算の中に収入支出計算を持ち込むものであり、いずれにしても適切な批判ではない。むしろ、評価減を行うことが給付能力に応じた課税を示すことになる。これらのことから、部分価値評価減は決して租税恩典ではないということを理解しうる。

4. 部分価値評価減と異常な技術的・経済的減耗に対する控除との関係

1999/2000/2002年租税軽減法理由書は、部分価値評価減廃止の理由をもう1つ挙げていた。固定資産たる経済財は第7条により減価記入（減価償却）され、さらに固定資産たる経済財および流動資産たるそれにおいて、所得税法第7条第1項第5文により異常な技術的・経済的減耗に対する控除が可能であるので、これが部分価値評価減の代役を果たすというものであった（所得税法改正（1999年3月）後は、異常な減耗に対する控除規定は第7条第1項第6文に移された）。果たしてそうであろうか。本節ではこのことを検討してみたい。

まず、所得税法第6条第1項第1号第1文により、償却固定資産は、第7条による「減耗に対する控除（Absetzung für Abnutzung: AfA）」だけ差し引かれた調達原価または製造原価で計上されうる。この減耗に対する控除は評価ではなくて、経済財の利用期間への調達原価または製造原価の配

分（期間配分）である。経済財の部分価値はここでは考慮に入れられない。減耗に対する控除によって、経済財の価値消費のみが理性的にその利用期間にわたって配分されなければならない。これに対して、部分価値評価減の場合には、計上額をその折々の実際の価値に適応させることが問題となる。部分価値評価減と減耗に対する控除は、全く異なった概念である。

次に、「異常な技術的・経済的減耗に対する控除 (Absetzungen für außergewöhnliche technische oder wirtschaftliche Abnutzung: AfA)」についてみていこう。これは、経済財の技術的・経済的な有用性に後々まで影響を与える異常な状況を前提とし、通例、その実体が損傷を受けた場合、あるいは経済的有用性が異常に減少した場合に実施される。

特別な事情によって大きな価値費消が現れたとき、異常な技術的減耗がみられる。これは明らかに、経済財の毀損または破壊（実体損傷）の場合に認められるのであり、修繕によっては原状回復されない。例えば、毀損的・破壊的影響には火災・洪水・嵐・地震・爆発およびその他の事故がある。経済的に使い古された建物の取り壊しの場合にも、異常な減耗は存在しうる。さらに、経済財の実体を損傷させる技術的欠陥もありうる。例えば、建物における木材腐朽やナミダタケ、あるいは所有者が怠った手入れや維持補修である。機械の著しく激しい利用もこの範疇に属する。一方、異常な経済的減耗としては例えば、営業の一時的停止、予期せず現れる通常と異なる規格化、新しい技術的進歩、モデルチェンジ、当局の命令による持続的な経済的制限が挙げられうる⁴⁶⁾。

税法の中に、異常な減耗に対する控除規定が挿入された過程をみてみよう。1925年所得税法に「普通価値の代わりに、納税義務者は第16条第2項から第4項までに認められた、減耗に対する控除 (AfA) を差し引いた、調達原価または製造原価を計上しうる」という規定が置かれた（第19条第

46) Glade, Anton, Teilwerte und außergewöhnliche Abschreibungen beim Umlaufvermögen in der Steuerbilanz und Auswirkungen auf die Handelsbilanz, *Der Betrieb*, 53. Jg. Heft 17, April 2000, S. 844.

2項第1文)。ここで減耗に対する控除とは、規定通りの利用による技術的・機械的な減耗、あるいは自然に生じる摩耗 (Verschleiß) と理解される。当期の消費と無関係ないわゆる経済的減耗、例えば新発明によるものは、引き下げられたヨリ低い普通価値によってのみ評価された⁴⁷⁾。上記の条文に加えて、第16条第3項第3文によれば、異常な減耗に対する控除が認められていた。しかしその際、特別な証明が必要とされた。

1934年所得税法第7条において、異常な技術的・経済的減耗に対する控除が認められた。今日まで存続している規則である。加えて、既にみたように、貸借対照表日の価値減少の認識のために部分価値という概念が用いられた(第6条)。

以上考察してきたところから理解できるように、部分価値評価減と異常な技術的・経済的減耗に対する控除とは、その適用範囲が全く異なるのである。そのうえ、異常な技術的・経済的減耗に対する控除は固定資産たる経済財にしか適用されない。この点に関して、流動資産たる経済財にも適用されうるとした租税軽減法理由書は、文献における一般的見解と矛盾している⁴⁸⁾。要するに、部分価値評価減の廃止は異常な技術的・経済的減耗に対する控除によっては補填されないと結論づけることができる。

5. おわりに

1999/2000/2002年租税軽減法はその草案において、部分価値評価減を廃止することを意図していた。その大きな理由は、納税義務者の給付能力を考慮に入れて課税を実施するという点にあった。すなわち、営業所得の算出にあたって、部分価値評価減を行うことは未実現損失を認識することになり、秘密積立金が形成される。これは納税猶予に連なり、例えば非独立労働者の場合のように、収入支出計算により所得を計算する場合に比して優遇されるので、それを阻止しようというのであった。

47) Glade, Anton, a.a.O., S. 845.

48) Glade, Anton, a.a.O., S. 844.

部分価値は事業財産比較による所得計算にとって不可欠な構成要素であり、これは給付能力を適切に表現するものである。部分価値評価減は租税恩典ではない、ということをわれわれは考察した。商法に、「ヨリ低い、付されるべき価値」という、税法上の部分価値と同一概念が置かれている。経済財を正規の簿記の諸原則の範囲内で客観的に適切に評価すること、すなわち基準性原則を遵守することが納税義務者にとって必要である。しかし税法の新規定では、部分価値評価減が部分的に廃止された。すなわち、一時的な価値減少の場合には認められなくなり、継続的な場合のみに制限されたのである。これは基準性原則を侵害すると同時に、税法の体系内での論理的整合性を崩壊したように思われる。

「課税標準の拡大」および「税率の軽減」というスローガンで示される企業課税改革は、今日、国際的な傾向である⁴⁹⁾。ドイツでは既に、部分価値評価減廃止と同じ論拠、すなわち未実現損失の計上を認めないと理由から、1997年10月29日の「企業税改革の継続のための法律 (Gesetz zur Fortsetzung der Unternehmenssteuerreform)」により、未決取引から生じるおそれのある損失に対する引当金の設定が禁止された（所得税法第5条第4a項）⁵⁰⁾。商法は当該引当金の設定を強制している（第249条第1項）。このように、ドイツでは近年、税率軽減と引き換えに、基準性原則を侵害しつつ課税標準の拡大化が進んでいる。商法会計と税法会計との関係は、1997年以来、結びつきを緩和するという新局面を迎えているように考えられる。

49) Vgl. Oestreicher, Andreas/Spengel, Christoph/Eichhorn, Klaus/Ramb, Fred, *Gutachten für das Bundesministerium der Finanzen zum Thema „Die deutsche handels- und steuerrechtliche Rechnungslegung im Vergleich zu internationalen Rechnungslegungsprinzipien und zur handels- und steuerrechtlichen Rechnungslegung in wichtigen Industriestaaten“*, 1998, S. 504.

50) Gesetz zur Fortsetzung der Unternehmenssteuerreform. Vom 29. Oktober 1997, *Bundesgesetzblatt*, Teil I, 1997, S. 2590.